

民間事業者対応進まず

マイナンバー理解と準備急ぐ 通知前に県内

マイナンバー制度は事業規模の大小を問わず、従業員(パート、アルバイトなど含む)を雇用する県内の全ての民間事業者も対応を迫られる。従業員個人番号を取得し、厳重に保管し、法律に従って利用・提供・廃棄するには制度の理解と準備が不可欠。ただ、個人に番号が通知される10月まで1カ月余の現段階でも、対応は十分に進んでいない。

【本記1面】

一関市で7月開かれ説明に耳を傾じた。た富士ゼロックス岩手主催のマイナンバーセミナー。市内外の民間事業者約80人が、講師の税理士大沢英夫氏(盛岡市大昌寺町)の

る。大沢氏は「従業員の個人番号を取得し、使える状態にしておくことが大切。番号は極秘情報。勝手にコピーさせないなど管理方法をしっかりとっておかないといけない」と強調。従業員に対し番号の通知先が決まる10月5日までに、住民票の住所と現住所を一致させるよう要請しておくことなどを説いた。番号取得は従業員の

家族分も必要になるほか、番号事務を取り扱う担当者・部門の明確化など組織体制の整備、人事、労務関係のシステム対応などが必要。番号保護のため、漏えいや外部からの不正アクセスの防止策などを定める「安全管理措置」は特に重要だ。マイナンバー制度の事業者向けセミナーは、国や自治体、商工団体、システム関連企業などが企画している。一関市のセミナーに参加した北上市村崎野の障害者通所施設あけぼのの市橋博施設長は「これまで施設としての対応は考えていなかった。個人的に不安がある制度だが、まずは理解を深めたい」と自前で「今は具体的な準備は理解すべき内容が多い。自社に合ったシステム対応などは専門家の力も借りる必要がある」と、準備を急ぐよう呼び掛ける。

前の情報収集のフェーズ(段階)とみる。盛岡商工会議所企業支援部の横沢成仁経営指導員は「マイナンバー